



特別規則書

2026 年 全日本カート選手権 FS-125 部門 第 9 戦・第 10 戦

2026 年 全日本カート選手権 FP-3 部門 第 9 戦・第 10 戦

2026 年 ジュニアカート選手権 ジュニア部門 第 9 戦・第 10 戦

2026 年 ジュニアカート選手権 ジュニアカデット部門 第 9 戦・第 10 戦

【開催日】 2026 年 9 月 19 日(土)・20 日(日)

【主催】 ホンダモビリティランド株式会社



公示

本選手権競技会は、一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という)の公認のもとに、FIA 国際モータースポーツ競技会/国際カート競技規則およびその付則に準拠した JAF 国内競技規則/JAF 国内カート競技規則およびその細則、2026 年(以下「当該年」という。)日本カート選手権規定、本統一規則、および競技会特別規則に従って開催される。

第1章 大会開催に関する事項

第1条 競技会名称

2026 年 全日本カート選手権 FS-125 部門 第 9 戦・第 10 戦

2026 年 全日本カート選手権 FP-3 部門 第 9 戦・第 10 戦

2026 年 ジュニアカート選手権ジュニア部門 第 9 戦・第 10 戦

2026 年 ジュニアカート選手権ジュニアカデット部門 第 9 戦・第 10 戦

第2条 競技の種目、クラス区分と格式

1. 種目：スプリントレース
2. 区分・格式：【国内格式】全日本カート選手権 FS-125 部門/FP-3 部門
【準国内格式】ジュニアカート選手権ジュニア部門/ジュニアカデット部門

第3条 開催日と場所

- 1) 開催日：2026 年 9 月 19 日(土)
参加受付、公式車検、タイムトライアル(仮)
2026 年 9 月 20 日(日)
公式練習、タイムトライアル、予選ヒート、決勝ヒート(仮)

※各日程内容は仮日程となり、決定次第特別規則および公式通知のタイムスケジュールにて通知する。

- 2) 場所：モビリティリゾートもてぎ 北ショートコース (982m：左回り)

第4条 オーガナイザーの名称

ホンダモビリティランド株式会社

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町桧山 120-1

電話：0285-64-0001(代表)

0285-64-0200(事務局)

第5条 大会組織委員会および審査委員会

組織委員長	高秀 一行
組織委員	稲葉 光臣
組織委員	飯田 哲也
審査委員長	照井 文之(JAF 派遣)
審査委員	額賀 由里子(JAF 派遣)
審査委員	和田 修(オーガナイザー任命)



第 6 条 大会役員

競技長 安達 良三
計時委員長 鈴木 幹夫
技術委員長 小久保 薫
救急委員長 後藤 佳邦
事務局長 桧山 剛

第 7 条 大会事務局

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町桧山 120-1
ホンダモビリティランド株式会社 モビリティリゾートもてぎ モータースポーツ課 カートレース事務局
TEL : 0285-64-0200 FAX : 0285-64-0209

第 8 条 レース距離(1 周 : 982m)

	部門	第 1 レース		決勝		セカンドチャンス ヒート
		予選ヒート	決勝ヒート	予選ヒート	決勝ヒート	
全日本カート 選手権	FS-125	16 周 (15,712m)	22 周 (21,604m)	16 周 (15,712m)	22 周 (21,604m)	12 周 (11,784m)
	FP-3					
ジュニアカート 選手権	ジュニア		18 周 (17,676m)		18 周 (17,676)	10 周 (9,829m)
	ジュニアカデット	12 周 (11,784m)	14 周 (13,748m)		14 周 (13,748m)	

第 9 条 決勝出走台数

全部門 : 34 台

第 2 章 競技会参加に関する事項

第 10 条 参加申込

- 参加申込期間 : 2026 年 8 月 16 日(日)~8 月 30 日(日)
Web エントリーによる受付。エントリーフォームは下記 URL 参照。
エントリーフォーム URL : https://www2.ms-event.net/mrmweb/user/?a=race.race_entry_list
- 遅延申込
遅延申込期間 : 2026 年 8 月 31 日(月)~9 月 6 日(日)
遅延手数料として¥6,600 発生する。
※これ以降の参加申込の問い合わせは一切受け付けない。
- 受理または拒否の通知または受理書の発送
大会開催の 2 週間前から発送日を除き 7 日前をもって通知または受理書の発送をする。
- 登録内容の変更
エントリー情報の登録内容変更は下記の期日まで認められる。
・ドライバー : 参加受理書発送まで
・車両 : 選手受付終了まで
- 選手受付・公式車検および決勝スタート時刻



公式通知にて示す。

6. 公式通知、大会インフォメーションの掲示場所について

情報ダウンロードページにて掲載する。

情報ダウンロードページ URL : <https://apps.mobilityland.co.jp/info/download/DEkuQP>

10. エントラント登録

1 エントラントにつき 1 エントリーのみ認める。

・Web よりエントリーを受け付ける。

参加受付時に JAF エントラントライセンス(現物)を提示すること。

11. ゼッケン

ゼッケンナンバーを希望する選手は参加申込時に第 1 希望、第 2 希望を記入すること。

希望ゼッケンが他の選手と重複した場合はエントリー申込が早い方を優先する。

第 11 条 参加料金およびピットクルー登録料

1. 参加料金(ドライバー保険料および消費税含む)

	MCoM / SMSC	
	会員	非会員
【全日本】FS-125	56,000 円(58,000 円)	59,000 円(61,000 円)
【全日本】FP-3		
【ジュニア】ジュニア		
【ジュニア】ジュニアカデット		

2. エントラント登録料

登録料 : 1,500 円/人 MS 共済会費 : 500 円/人(※MCoM、SMSC 非会員のみ)

※1 エントラントにつき、1 エントリーのみ受け付ける。

3. ピットクルー登録料

1) 登録料 : 3,500 円/人 MS 共済会費 : 500 円/人(※MCoM、SMSC 非会員のみ)

2) ピットクルー登録は 2 名までとする。登録できるピットクルーの年齢は 18 歳以上とする。

4. タイヤディストリビューション方法

1) 本大会で使用するドライタイヤの購入先カートショップ名を Web エントリー時に記入すること。

カートショップ以外の購入の方は大会事務局より購入(エントリー時に記入)すること。

2) ドライタイヤは主催者より土曜日に配布、回収し主催者が保管する。日曜日の朝に再配布をする。

※配布・回収場所、配布・回収時間、配布方法については別途、公式通知で公示される。

3) 購入先を指定した参加者は、JKOA よりタイヤ代の請求がされる。入金は振込のみとする。

4) 開催日 2 週間前には、入金が終了され、入金確認の上、受理書封筒または、参加受付の際にタイヤ引換券が配布される。

※大会事務局から購入した参加者はエントリー時にタイヤ代を添えてエントリーすること。

大会事務局から購入する、各クラスのタイヤ価格(10%消費税込)は下記表を参照

クラス	タイヤ販売価格(税込)
FS-125	40,250 円
FP-3	39,930 円
ジュニア	39,930 円



ジュニアカデット	34,980 円
----------	----------

第 12 条 保険

1. オーガナイザーの付保する保険とは別にドライバー900 万円、ピット要員 1 名 400 万円以上のカート競技会に有効な保険に加入していなければならない。
2. モビリティリゾートもてぎにおいて、スポーツ走行および、競技会に参加・出場するドライバーおよびピット要員は、もてぎ・鈴鹿(MS)共済会に加入しなければならない。
3. MS 共済会は年間加入または暫定加入とする。
 - 1) 年間加入は MCoM/SMSC 会員として登録され、所定の共済会会費を納めた者のみとする。
走行会員：10,000 円 / ピット要員：4,000 円
 - 2) 暫定加入は当該大会(特別スポーツ走行、予選、決勝)を有効とし、参加申込と同時に加入申し込みができる。
ドライバー：3,000 円 / ピット要員：500 円
 - 3) MS 共済会保険金支給規定については、MS 共済会規約に準ずる。

第 3 章 成績および賞典に関する事項

第 13 条 成績および賞典

成績および賞典は公式通知にて示す。

第 4 章 その他の事項

第 14 条 エンジンの再登録料について

2026 年全日本/ジュニアカート選手権統一規則 第 16 条 2 項 (2)により、エンジン再登録料を下記のとおりとする。

全日本/ジュニアカート選手権	
全部門	2,000 円

※変更(交換)申請は**各ヒート 20 分前まで**に大会事務局に申請書をもって申し出ること。

第 15 条 燃料/オイルについて

全部門においてガソリンの指定を行う。

指定ガソリン：モビリティリゾートもてぎ 第 1 パドック内 ENEOS ハイオクガソリン

- ①ガソリンを購入した際に必ず「ガソリン販売証明書」を受け取り、車検時に提出する車両申請書に張り付ける。
- ②「ガソリン販売証明書」は 10 ℓ 以上購入した場合のみ発行される。
- ③「ガソリン販売証明書」は、競技会当該週末曜日から日曜日までの間に発行されたもののみ有効とする。
- ④燃料には、燃料の性質を変えるような装置を取り付けたり、添加剤を混入してはならない。
- ⑤予告なく燃料の抜き打ち検査を行う場合がある。
検査により違反、失格となった場合、検査費用の一切をドライバー(未成年者の場合は保護者)が負担するものとする。
- ⑥主催者は各ヒートに使用した潤滑油のサンプル提出をドライバーに求めることがある。

第 16 条 車載カメラについて

全部門、車載カメラの取り付けを禁止とする。



第 17 条 ブリーフィングについて

エントラント代表者・ドライバーはブリーフィングに参加しなければならない。

遅刻者、欠席者は再ブリーフィングを受けなければならない。再ブリーフィングについては公式通知にて示す。

再ブリーフィング料：11,000 円

第 18 条 肖像権について

エントラント、ドライバー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など報道要員の放送、出版に関する権限をオーガナイザーが有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。